



重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください

第一生命グループの経営者保険シリーズ

法人契約専用



〈一定期間災害死亡保障重視型生活障害定期保険〉

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は



0120-312-201

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.7



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 商品のしくみ

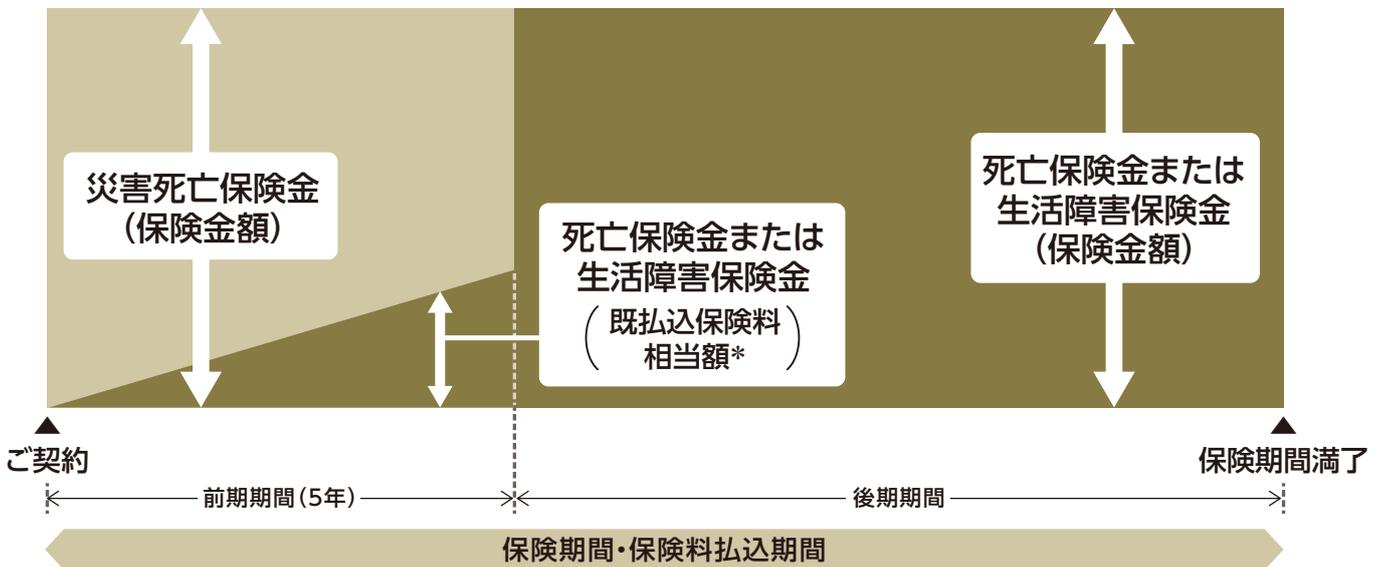
「ネオdeきぎょうワイド」の正式名称は「一定期間災害死亡保障重視型生活障害定期保険」です。

ポイント

- 「ネオdeきぎょうワイド」は被保険者の死亡、所定の要介護状態、所定の障害状態に備えることができる保険です。
保険期間は前期期間と後期期間に区分され、前期期間中は災害による死亡を重点的に保障し、後期期間中は原因によらず死亡された場合に死亡保険金を、所定の要介護状態または所定の障害状態に該当した場合に生活障害保険金をお支払いします。
- 解約返戻金あり型または解約返戻金なし型のいずれかの保険契約の型を選ぶことができます。
※保険契約の型が解約返戻金なし型の場合、解約返戻金はありません。
※ご契約後の保険契約の型の変更のお取り扱いはありません。

❗ 本商品は法人契約専用商品です。

しくみ図(イメージ)



*既払込保険料相当額とは、「月払保険料相当額×経過月数」によって計算される金額となります。年払の保険契約においては保険料の払込方法(回数)を月払とした場合の保険料をいいます。

※お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

- ❗ 前期期間中の死亡保険金および生活障害保険金の額は、既払込保険料相当額となり、災害死亡保険金が支払われる場合の金額より少なくなります。
- ❗ 前期期間中の死亡保険金および生活障害保険金の額は、後期期間中の死亡保険金および生活障害保険金の額より少なくなります。
- ❗ ご契約後の保険期間、保険料払込期間、前期期間および後期期間の変更のお取り扱いはありません。
- ❗ 満期保険金はありません。
- ❗ 災害死亡保険金、死亡保険金、生活障害保険金は重複してはお支払いしません。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1
大崎ウィズタワー

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター

 **0120-312-201**



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

2 保険金のお支払い

保険期間	保険金	保険金をお支払いする場合	支払額	受取人
前期期間中	災害死亡保険金	責任開始期以後に発生した不慮の事故(*1)による傷害を直接の原因として死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
	死亡保険金	死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	既払込保険料相当額 (月払保険料相当額×経過月数)	被保険者 〔保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者〕
	生活障害保険金	つぎのいずれかに該当した場合 ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、公的介護保険制度において受けた要介護2以上との要介護認定が効力を生じたとき(*2) ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき		
後期期間中	死亡保険金	死亡したとき		
	生活障害保険金	つぎのいずれかに該当した場合 ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、責任開始期以後に初めて、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、公的介護保険制度において受けた要介護2以上との要介護認定が効力を生じたとき(*2) ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、責任開始期以後に初めて、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき		

(*1)「不慮の事故」については、P.3の「保障内容に関する注意事項」をご確認ください。

(*2) ・公的介護保険制度の被保険者は満40歳以上の方となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。(2019年11月時点)
・公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。(2019年11月時点)

❗ 前期期間の満了日後に要介護認定が効力を生じた場合でも、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当したのが前期期間中であることが明らかであるとネオファースト生命が認めたときは、前期期間の満了日に要介護認定が効力を生じたものとみなして取り扱います。前期期間の満了日後に身体障害者手帳の交付があった場合でも、身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当したのが前期期間中であることが明らかであるとネオファースト生命が認めたときは、前期期間の満了日に身体障害者手帳の交付があったものとみなして取り扱います。

❗ 生活障害保険金をお支払いした場合、ご契約は生活障害保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。ただし、前期期間中に生活障害保険金の支払事由に該当し、支払事由が該当日の翌日からその日を含めて3年経過後かつ前期期間の満了日の翌日以後に生活障害保険金を請求し、生活障害保険金が支払われた場合は、保険契約は、その請求時(保険期間の満了日の翌日以後である場合は、保険期間満了時)から消滅したものとみなして取り扱います。

保障内容に関する注意事項

保険金をお支払いできない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」（保険金のお支払いなどについて）をご確認ください。

◆災害死亡保険金について

責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとき、災害死亡保険金をお支払いしますが、不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします。不慮の事故に該当する事例・該当しない事例は、つぎのとおりです。

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none">・交通事故・転落、転倒・火災・溺水・窒息	<ul style="list-style-type: none">・公害・職業病の原因となったもの・自殺および自傷行為・感染症・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

✕ お支払いできない場合があります

- 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意などにより支払事由に該当した場合、災害死亡保険金はお支払いしません。

◆死亡保険金について

✕ お支払いできない場合があります

- 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、死亡保険金はお支払いしません。
- 保険契約者または死亡保険金受取人の故意により支払事由に該当した場合、死亡保険金はお支払いしません。

◆生活障害保険金について

✕ お支払いできない場合があります

- 身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったときにお支払いの対象になるため、その表に定める1級から3級までの障害に該当したのみでは、お支払い対象になりません。
- 生活障害保険金の支払事由に複数該当した場合でも、生活障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 保険契約者または被保険者の故意などにより支払事由に該当した場合、生活障害保険金はお支払いしません。

3

ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢		解約返戻金あり型	20歳～85歳	
		解約返戻金なし型	20歳～80歳	
保険期間	満了年齢	解約返戻金あり型	45歳～99歳	※保険期間は10年以上
		解約返戻金なし型	45歳～90歳	
	前期期間	5年		
	後期期間	5年以上		
保険料払込期間		保険期間と同一		
保険金額(*)		500万円～3億円		

(*) 最高保険金額については、所定の制限があります。
詳細はネオファースト生命にご確認ください。

4

保険料のお払込み

保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込経路	第1回保険料	振込扱、口座振替扱
	第2回以後の保険料	送金扱(年払のみ)、口座振替扱

5

保険料

- 保険金額が1,000万円以上の場合には高額割引が適用され、保険料が割引となります。保険金額が2,000万円以上の場合にはさらに割引となります。
- 保険金額を減額した場合、適用となる割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

6

解約返戻金

解約返戻金は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

特に、契約後短期間で解約する場合、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※解約返戻金なし型の場合、解約返戻金はありません。

7

契約者配当金

契約者配当金はありません。

8

契約者貸付

- 一時的に資金をご入用の場合に、解約返戻金の所定の範囲内で、ネオファースト生命が資金の貸付をする制度です。この制度を利用される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。
- 契約者貸付の貸付金には利息がつきます。利息は、ネオファースト生命所定の利率により年複利で計算します。
- 解約返戻金なし型の場合、契約者貸付のご利用はできません。

9

払済生活障害終身保険への変更

- 次回以後の保険料払込を中止し、支払事由を後期期間の支払事由と同じとする払済生活障害終身保険に変更することができます。
- 払済生活障害終身保険の保険金額は、解約返戻金をもとに定めます。
なお、3年以上有効に継続しているご契約に限り取り扱います。払済生活障害終身保険の保険金額が所定の金額に満たない場合は取り扱いできません。
- 解約返戻金なし型の場合、払済生活障害終身保険への変更はできません。

10 預金との違い

本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

11 その他留意事項

◆保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆保険金のお支払いができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、保険金のお支払いができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の **10** 相談・照会・苦情の窓口 **P.12** をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の **10** 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について **P.12** をご確認ください。

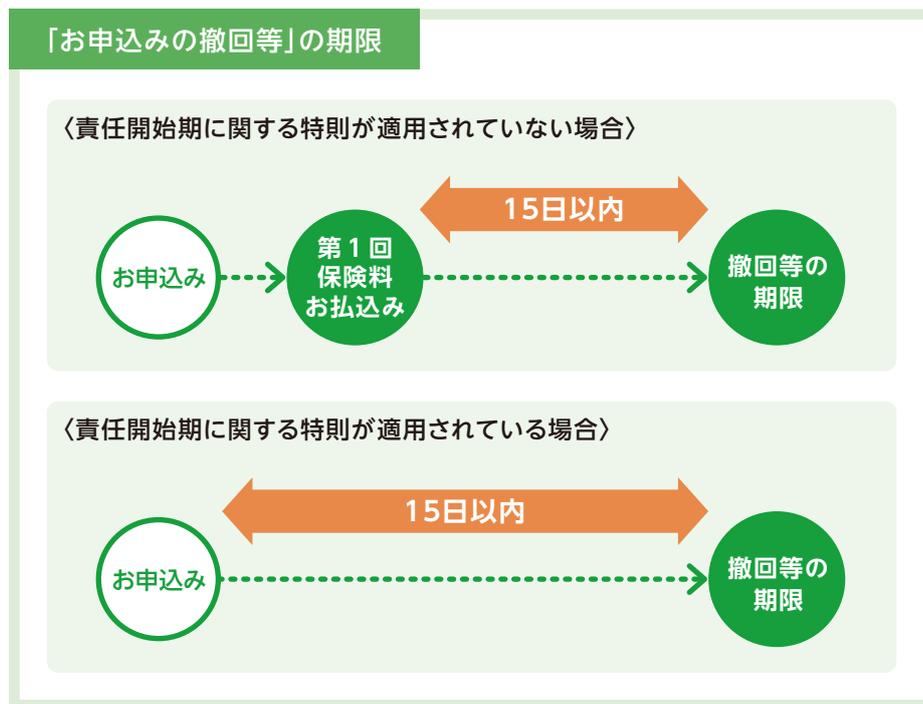


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*1)または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日) **から、その日を含めて15日以内**であれば、書面またはネオファースト生命Webサイト経由によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。なお、法人によるネオファースト生命Webサイト経由でのお申し出の場合には、申込書と同一の印を押印した書面を別途ご提出いただきます。



◆「お申込みの撤回等」について

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約が解除される場合で、すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆ 現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合には、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約)

- ・第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替によりお支払いいただくご契約)

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※募集代理店によっては、責任開始期に関する特則を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお支払い

責任開始期に関する特則が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ① 第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日まで**にお支払いください。
- ② ①のお支払いにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その**猶予期間内にもお支払いがない場合は、ご契約は無効となります。**

4

保険金のお支払いができない場合

以下のような場合など、保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合(死亡保険金の支払事由に該当する場合があります。)

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、**ご契約が告知義務違反により解除**となった場合

◆重大事由による解除

保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

◆失効後の保険事故

保険料の払込みがなく、**ご契約が失効**した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について**詐欺**によりご契約が取消しとなった場合や、**保険金の不法取得目的**があっご契約が無効になった場合

◆死亡保険金の免責事由に該当した場合

責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺、保険契約者または死亡保険金受取人の故意など

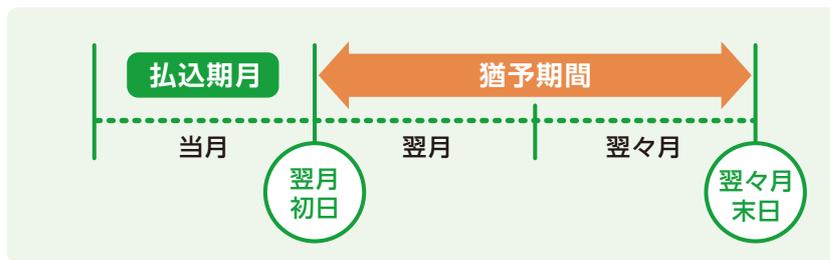
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで（契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで）のことをいいます。



6

解約と解約返戻金

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
 - 解約返戻金は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、契約後短期間で解約する場合、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 解約返戻金の額は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- ※解約返戻金なし型の場合、解約返戻金はありません。

7

現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金をお支払いできない場合があります。

8

保険金の支払事由が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



0120-226-201



9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※状況により変更になることがあります。
詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。

9

保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。

≫生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

Webサイト

<https://www.seihohogo.jp/>

10

相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



0120-312-201

**受付
時間**

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

※状況により変更になることがあります。

詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

▶▶ 一般社団法人 生命保険協会

Webサイト

<https://www.seiho.or.jp/>

「Webご契約のしおり・約款」

「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、

「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を

ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをお勧めいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合がございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome

※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2022年4月版

N3056-02 (登)B21N1373(2021.12.8) 営業業務部 '21年12月作成